

オンライン本会議実現へ向けての地方自治法の改正について

近畿部会提出
説明担当 大津市

昨年来、新型コロナウイルス感染症が我が国においても急速にまん延する中、複数の地方自治体において、職員に感染者が確認されたことにより庁舎の閉鎖を余儀なくされる事態が生じた。

このような庁舎の閉鎖と地方議会の会期が万が一重なった場合には、本会議の開催が不可能となり、全ての議案が専決処分されるという不測の事態さえも想定されたところである。

したがって、地方自治における二元的代表制の一翼を担う地方議会としては、こうした非常時においても議会に与えられた権能を十分に発揮できる非常手段の確保が喫緊の課題となっており、折しも行政のデジタル改革が求められている今、IT技術を活用した「オンライン本会議」の実現が強く求められる。

また、オンライン本会議実現の意義については、全国都道府県議会議長会の7月14日付け決議の中でも触れられているとおり、大規模自然災害や感染症対応としての非常手段の確保以外にも議員の出産・育児と議会活動の両立に資するものでもある。

については、オンライン本会議の実現に向けた地方自治法の改正が、早急に実現されるよう要望する。